

【質問要旨】

知事はコモンズを拡大解釈している。またコモンズに優劣はないと言っている。

コモンズの意味が優先されるのはどのコモンズか。

コモンズの未来は構成員全員の意思によって決定されなければならないと提案説明で発言したが、この全員の意思とは何を指すのか。

構成員全員の意思はどう確認するのか。

以上、3点についてお伺いする。

【知事答弁】

昨日も申し上げましたように、村民の民意、或いは県民の民意、そして今の質問はおそらく山口村の越県合併の部分も含まれているかと思いますが、そうした意味においては、この場合の地域住民というものは県民全体を指している訳でございます。従いまして私は、こうした中において、9月の補正予算の中に1万人規模の県民の調査ということをご提案申し上げた訳でございます。従いまして、この越県という問題に関しましては、このコモンズという地域住民というものはまさに県民全体を指すということであります。

【質問要旨】

一番に優先されるのは間違いなく地域、集落であり、これは、知事のバイブルでもある未来への提言の中ではっきり謳われている。集落全員が同じ方向を向くことはできないだろうが、その確認は、選挙や住民投票によって行われる。山口村の越県合併はそうした経緯を踏まえて決定されたこと。それが優先されなければならない。

県民の意思は間接民主主義、議会制民主主義をとっている現在、議会の議決をもって決定される。知事の提案した1万人意向調査でも全員の意向を確認したことにはならない。

世界のコモンズと言うが全人類の意思をどう確認するのか知事にお伺いする。

【知事答弁】

今、様々なご教示をいただきましたが、学陽書房というところから、先般、逐条地方自治法というものが出ておりまして、第1次改訂版でございますが、著者は松本英昭さんとおっしゃりまして、自治省の事務次官を経験なさった方でございます。この中には、市町村の廃置分合及び境界変更、いわゆる第7条でございます。これに関して、通則が示されておりまして、『市町村の廃置分合又は、市町村の境界変更は、単に関係市町村のみの問題でなく、市町村は国の統治構造の一環をなすものであることやそれを包括する都道府県全体にも種々の影響を及ぼし、都道府県の住民全体にも関係があるので、これを都道府県が定めるものとし、当該都道府県の議会の議決を経ることとしている。』とあるわけでございます。まさに、山口村の越県合併の問題というものは

都道府県の住民全体に関係するものであり、故に、これは地域住民全体ということであり、

議員のご質問のそれぞれの国民がどのように判断しているかということは、首相なりそうした者が議論の中において把握していくことでございます。

世界全体ということに関しましては、これは、世界市民という言葉がございますが、他方でそれぞれが、市町村なり都道府県があつたりするように、国というネーションプレートという概念の元で今の地球は、世界は構成されているわけでございます。従いまして、この世界の意向というものに関しては、無論、これも地球という一つのコモンズでございますが、確定したものが、通説として確立されているわけではなからうと思ひます。

【質問要旨】

総務省の見解を踏まえると、

- ・ 現在までの関係者の協議、その経緯を尊重すれば知事は議案を提出することが適当であらう。
- ・ 第一次的な当事者である山口村が申請しており、知事は合併議案を議会に提案し、団体意思の決定手続きを行わなければならない。提案しないことはできない。地方自治法第7条第3項。
- ・ 判断権限がない中で提案しないことは、違法性が高いと考えられる。

これについて総務部長の所見をお聞きしたい。

【総務部長答弁】

ただ今、議員から総務省の見解ということについて三点の提案等のお話ございました。

この問題につきましては、地方自治法上明確な規定がございません。また、判例や行政実例等もない状況でありまして、現時点では断定的に結論できる問題ではないという風に認識をしております。

【質問要旨】

総務部長の苦しい気持ちも分からない訳ではない。

昨日、知事は議会制民主主義の冒涇だと怒っていたが、今知事は同じことをしようとしている。

山口村の例が前例となることはない。例え軽井沢そうなっても、その時の議会が責任を持って判断するはず。判断するのは議会であり、私たちが責任を持って判断し、議決をする。

今の知事は、嫌だからやらない、予算が否決されたからやらないとすねているだけだ。

山口村の民意が何よりも尊重されること。

県が村民の混乱を招くようなことをすべきでないこと。

知事が上程し、議会が責任を持って議決すべきこと。

知事の言うコモンズの理想はどうなってしまったのか。

知事には住民の思いをしっかりと受け止めていただき、知事としての責任を全うしていただきたい。

【質問要旨】

長野県は自立支援と合わせて広域的な行政施策が必要なことは論を待たない。
長野県として広域施策として今、市町村に、責任を持って提案できる具体的で実践的な研究、進め方の中身をお答えください。

【知事答弁】

現在国が進めている20兆円という合併特例債というまさにアメとムチという、国、小泉総理自らが吐露した、このような形での経営というものは民間の常識とは正反対の場所にあると思っています。私はこの夏8月15日に長崎県の離島である牡鹿町へ伺いました。この町は、町長も議会の多くの方も、町民の多くの方も合併をせずに自立で行こうという考えでした。ここは、かつて遣唐使や南蛮渡来の方々が嵐を避けるために留まったところで、牡鹿牛という牛やあわびが取れるだけでなく、そういう方々から伝え聞いたよい意味での耳学問のもとで大変民度の高い町です。ここは高速船で2時間という佐世保の町と合併せよといわれていたわけですが、しかし、高速船は多く欠航もするわけです。このシンポジウムで私が講演させていただいたときに総務省で局長を務めた方がおこしになられていて、その方がこのように言われました。少子高齢の中で福祉のサービスを維持するためには、より多い人口のところと一緒にあって、そうしたところの若い者が共に支えあわねば地域の未来はないといったわけですし、しかしながらそれを維持するためには高速船も欠航するわけですから、牡鹿町に若い方に巨額の金を使って移り住んでもらわねばならないわけですし、地下トンネルでも結ばぬ限り非現実的でございます。つまり過疎になったり少子高齢になっていけば周辺の大きなところと合併しなければやっていけぬとその総務省出身の方はおっしゃいましたので、私が最後になるほどそういうご高説に立てば佐世保も少子高齢化していけば次は福岡と合併するのか、福岡が少子高齢すれば広島と合併するのか、日本も少子高齢すれば韓国やアメリカと合併するのか、その意味ではアメリカに尻尾を振る小泉純一郎氏は先見の明があると言ったら万雷の拍手を受けたわけです。

これは笑い話ではなく、私は先ほど下伊那の町村会の方がまさに地域を守ろうという観点から、それは唯我独尊ではなく、地域に唯我独尊ではない誇りを持っていこうという観点からおまとめになったものを、今議員はあまり高くご評価いただけなかったようですが、これは下伊那の町村会やあるいは一緒にお手伝いをした町村の職員や、県の職員からすればいささか悲しい発言ではなからうかと思えます。

現在、30億円の交付税の栄村が仮に飯山市と合併すれば栄村に使われるのは7～8億円であろうとすると、交付税が減ってもお互いに自助努力をして村の職員は例えば午後3時に帰って農業をするものは今までの給料の6掛け7掛け8掛けで働こうという形での取り組みが、これこそがニューパブリックマネジメントではなからうかという気がいたしております。こうした中で、私どもは市町村合併というものもとらえ、そのためにまちづくり支援室を設け、コモンズ政策チームも存在すると思っています。

こうしたことは、私は循環のない社会は退廃や腐敗を招くと申し上げました。

【質問要旨】

住民の日常生活に直結する事務処理のうち能力的に対応できる事務は、今後は段階的に市町村が担っていくということが自立への具体的な取り組みである。

県から市町村への権限委譲について長野県の基本姿勢は、

【知事答弁】

議員のおっしゃるのは、大きな自治体、大きな制度を求めてらっしゃるのかと思いますが、これは私はニューパブリックマネジメントとは対極にあると思います。先ほど介護保険はどうかと申し上げましたが、今週号の日経ビジネスには我が愛する泰阜村の取り組みが載っています。泰阜村は自立型です。2,200人ほどの村です。ここが今最も日本で注目される介護として行政サービスとして行っているわけです。ごみの問題も、これは既に合併せずとも既に多くの都道府県内において一部事務組合というまさにそれぞれの市町村が連携しあうという形がとられているわけです。災害関連につきましてはわたしはこれは実施主体が誰であろうと国が財源を補償せよといっているわけですし、これは原村や栄村や川上村等が道直しや森直しや田直しにおいて先駆的な営みをなさって、これらはいずれも自立型を選択なさっているわけです。

先ほど大きくなると、1.6人で一つの仕事とおっしゃいましたが、これはともすると縦割り型タコソボ型の行政の、私どもが係制をよい意味で変えていかなければならない、他のところのシマのやっているところは見てみぬ振りになりかねないわけです。埼玉県は3つの市が合併しましたが、逆に職員の数が増えたわけです。大きな市になれば人の顔が見えにくいので職員の数を増やさないとサービスがよくなるという形になり、職員の給料も3つの市で一番高くなり、これは日本テレビが特集しましたが、訪問介護、乳幼児の保育や医療は3つの市の中で最も発展途上になっている、こういう合併もあるのです。そうでない合併もあるとは思いますが、私どもが駐在で行っているのは逆に職員は小さな町村に駐在しお仕事を学ばせていただくと逆にタコソボ形でない様々な仕事を学んでたくましくなって帰ってきて、経営戦略局をはじめ多くの部署で活躍している者がいる。

したがって、議員のご発言は下伊那の取り組みを否定しかねない話です。私どもは合併するかしないかという不毛な二項対立を申し上げているのではなく、大きくても小さくても心意気が大事だと捉えている。そうしたなかで組織の改編も行っている、各市町村に対してもそうであります。

その意味でまさに対等の立場でお手伝いをしていくと、そして各市町村でこういった取り組みをその首長によって街の景色が変わるといふ心意気で福祉等を変えていくということが私どもの次年度の予算の方針と合致するものについては積極的にお手伝いを人的にも予算的にもお手伝いをさせていただこうということを申し上げています。それが小さいながらも、それは合併をしたとしても小さい組織でありながらサービスはより充実をするということを目指す要諦だと思います。

権限委譲につきましては、長野県も一つのコモンズでありまして、私たちの目指す方針と合致する市町村に対しては、一緒にその市町村の自主性というものに対し人的にも資金的にも制度的にもお手伝いしていくと申し上げている。

権限委譲ということは様々な国において、各市町村への、国からも都道府県へ、国からも市町村へ様々な権限委譲が行われているわけですし、私どもは県と市町村は対等であるという名の下、ベクトルの方向が合致している方々に対し県と一緒にお手伝いすると、その中において結果として権限の委譲ということもおきてくるということです。

【質問要旨】

合併特例法第16条に国の役割と、都道府県の任務が明記されています。この3項目について、知事が3項目ごとにどんな指示をして長野県政が動いたかお聞きします。

【知事答弁】

正確を期するために3項目を文章で確認してお答え申し上げたいと思います。

(暫時休憩)

【知事答弁】

大変失礼いたしました。市町村の合併の特例に関する法律第16条に関してのお問い合わせを承りました。この中で、第16条3項では、国は・・・とあります。で、4、5、6項では都道府県はということであります。

4は「都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。」

5が「都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行なうものとする。」

6は、「都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

というふうにございます。県はこれに対しまして平成13年6月18日に21世紀を拓く市町村合併支援本部というものを設けております。情報提供という点でありますと、これは全体に対しての合併シミュレーションの作成支援というようなことを行っているわけでございます。これは、自律型も合併型も同様でございます。県のホームページの中にはこうした情報提供も充実しております。或いは、出前講座の実施ということは、こうした問題に限りまして、平成16年8月末の段階までの計算でも、82回開催をいたしております。或いは、合併協議会等へ職員を9名派遣するといったかたちを行っておりますし、合併しても村でなく町を望まれる場合の県条例の一部改正というようなこと、或いは、市町村合併特例交付金というものを交付させていただいたりというようなかたちがございます。或いは市町村への情報提供というようなこと

も、するわけでございますが、議員のご質問に対しましては、私たちとしても努力をさせていただいているところであります。

【質問要旨】

市町村に対する積極的な県の支援が必要だと思うが、今、県政がこの任にあたるっているかどうか、担当する部局、担当課が具体的にその活動を積極的に展開しているとなかなか言えないという状況かと思うが、担当課の現状を総務部長にお尋ねします。

【総務部長】

お答えいたします。市町村の合併関係事務につきましては、市町村課に付置されています、まちづくり支援室で行っておりますが、まちづくり支援室の職員が、今、お聞きになった点も踏まえまして、市町村への情報提供を始めといたしまして、対等、協力の関係の中で様々な相談に積極的にのっている。それから、合併協の関係等も話を聞いても、まちづくり支援室の職員、室長以下全員がよりよい合併が実現するのを目指して執務を遂行しているというふうに思っております。引き続き職員と共に、県も合併の様々なプランがございます。これに基づきまして情報提供、人的派遣、また、財政的な支援等、自律する市町村に対しましても支援策を充実させてまいります。このように考えております。

【質問要旨】

山口村の合併問題の庁内の検討状況について、長野県としての意思が出されているが、当然、庁内でも部局長会議等で検討、議論がされていると思う。

会議の中で具体的にどのような議論がされて、どんな発言があり、この問題を庁内としてどのように論議を積み重ねてきたか、特に9月議会以降どのようにそういった会議がもたれてきたのかという点について総務部長にお答えいただきたい。

【総務部長】

山口村の越県合併に関します庁内での扱いでございますが、事務的には担当部局と609の事業について詰めておりますが、部長課長会議において議論を過去したことはございません。これは、議会に議案を、予算案を提出する、その段階におきまして、条例案、議案の中でご説明をしておりますが、部長会議などにおきまして具体的に山口村の越県合併につきまして意見を交わしたということは私の職に就いてからは一度もございません。

【質問要旨】

この大事な決定が合議の上ではないということが今明らかにされた。

特にこのような問題が合議を持たずに進められる県の組織のこの中身を出納長はどのように捉えているのか。

【出納長】

今のお話なんですけれども、合議に必要な案件がどうかというのは事案ごとに異なると思うんですよ。例えば、今回、何十件か、予算案、条例案、事件案、提案されていますよね。それを全て、部長会議の合議で出すか、出さないかということを決めているわけではありません。当然、出すべきものは合議でなくても議案として出すものは出さざるを得ないわけですよ。従って、皆の各部長さんの意見を聞いて、そして方向を定める、或いは、県もこういうことを定めよということについては、当然、部長会議等で議論しながら会議をしておりますけれども、今回の山口村の合併につきましては、合議してという話ではないと私は思っております。これやはり、知事が責任をもって介入する事項ではないかということで理解しております。

【質問要旨】

現在、副知事が不在であるが、例えば知事が何かをしたいということであれば、その達成を目的としての事務をする。同じように、やりたくないといえ、なんら変わらないはずだと思うが、今回の議会に提案しないのは何を根拠として長野県の意志を示したのか、その根拠を確認させていただきたい。

【出納長】

今回の問題につきましては、今、私がお答えしたとおりに解釈しています。やらないばあいについてどうするかにつきましても、当然、やるべきものについては、いろんな機会を通じまして知事に具申をしております。今回の山口村の合併につきましても、昨日もそうですが、知事とすれば答弁のとおりのお考え方で現在おられると、従って、極端に申しますけれども、まだ私は、知事は熟慮中ということではないかと考えております。非常に失礼な言い方ですけども、会期中でしたらまだ提案するチャンスはあるんじゃないかというのが私の考えでありまして、ただし、皆さんの審議が不十分なときに出すのはまずいんじゃないかというのは思っていますけれども、その点をご容赦願いたいと思いますけれども、何れにしましても昨日からの答弁を聞いておりますと、熟慮中ではないかと私はそのように考えております。

【要 望】

昨日の出納長は合併に賛成とのスタンスも明確にして、知事に対する 9 月議会以降の助言等もされてきているということであるが、この期間内における出納長の大きな努力に期待をし、議案が提案されますよう庁内をあげてお願いをいたしたい。

【質問要旨】

日本共産党は国の押し付けによる合併には反対である。

山口村についても合併反対の態度で頑張ってきたが、村民の意思が示された今は、住民意思を尊重する立場である。

県民の意思という多数の数の力で、村民の意思が否定されてはならない。

もっと県民を信頼すべきではないか。

知事の見解をお聞きする。

【知事答弁】

今のご質問は、午後一番でご質問なされた林奉文議員はいかなる思いでお聞きになったのかなと思うところがございます。

私は昨日も申し上げましたように、この問題は県土の姿が変わるか否かの問題でありますから、同一県内での市町村合併とは異なり、県民の民意が問われ、つまり地域住民の意向とは、すなわち長野県民の意向というものが問われるということでございます。仮にこの山口村の越県合併が見込めるとおっしゃるのならば、申し上げましたように、今後都心への新幹線通勤が急増している軽井沢町もですね、東京都へと飛び地合併したいと望んだ時、或いは上高地を擁する安曇村が、安房トンネルで直結している岐阜県高山市との合併を望んだ時、はたまた志賀高原が位置する山ノ内町が雪寒対策を実現するべく群馬県草津町との合併を望んだ時、何れの場合も地元町村民の意向のみを尊重して県議会諸氏は越県合併を認めるのであろうかということであります。そこまでの覚悟と想像力はおありなのかということでもあります。そのような覚悟や想像力がなくですね、山口村という県庁所在地から遠く離れた場所に関するのみお認めになるということであれば、これは、ダブルスタンダード、その場しのぎに他ならないということでもあります。すなわち、このように県境に位置する共有財産である馬籠や軽井沢、上高地、志賀高原を始めとする、或いは蓼科を始めとするものが、他都道府県へと離脱して信州、信濃、長野県が溶解していくことを容認するだけの覚悟や想像力を抱いた上でのご意見かと。そうではなければ、これは無関心や或いは侮蔑ではなからうかと私は思う訳でございます。

日本共産党というのは、私は今まで常に少数者或いは弱者という者と共に歩むという方々であろうと思っておりました。先ほど、松本英昭さんという旧自治省の事務次官をお務めである方の新版逐条地方自治法と、この中には、関係市町村の申請があっても知事においてその処分を行うことが適性を欠き、または不合理であると。住民の福祉に反し、かつ地方自治の本旨にももとると認められる時は、知事はその処分を行わないこともできると。この場合には都道府県の議会に付議する必要はない。このような解釈が載っている訳でございます。私はですね、今申し上げましたように、対等合併ではなく吸収合併、それも越県というかたちでの合併が、果たして住民の福祉というものに反するものであろうかという点で、かねてから私は意見を申し上げているところであります。

【質問要旨】

改めまして、今議会中に越県合併議案の提出を強く要望して次の質問に入らせていただきます。

.....